

# 令和5年度玉名市市民後見人養成講座募集要項

たまな成年後見センター

## 1. 目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により物事を判断する能力が十分でない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選任することで、本人を法律的に支援する民法上の制度です。

本市においては、制度を必要とする方の数に対して、制度の主な受け皿となっている専門職後見人（弁護士及び司法書士、社会福祉士等）の数が不足していることが見込まれています。このような現状を鑑み、市民後見人という専門職後見人及び親族後見人以外の制度の新たな担い手を養成することで、地域での制度のニーズを充足させつつ、すべての住民が、認知症や障がい等の有無にかかわらず住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながらともに地域を創っていく「地域共生社会」を実現するための一助とすることを目的とします。

## 2. 事業主体

社会福祉法人玉名市社会福祉協議会（玉名市からの受託事業）

## 3. 開催日時

第1日目：令和6年2月10日（土）

第2日目：令和6年2月17日（土）

第3日目：令和6年3月 2日（土）

第4日目：令和6年3月 9日（土）

第5日目：令和6年3月16日（土）

この他、令和6年3月4日（月）から令和6年3月15日（金）までのうち、半日間で体験実習を実施します。

## 4. 講座日程表

第1日目【令和6年2月10日（土）】

時間	テーマ	科目
8：30～8：40	開講式・オリエンテーション	
8：40～9：40	制度理解	成年後見制度概論
9：50～11：50	対象者理解	障がい者の理解
12：50～13：50		認知症の理解
14：00～17：00	意思決定支援	意思決定支援

第2日目【令和6年2月17日（土）】

時間	テーマ	科目
8：30～9：30	制度理解	成年後見制度と市町村責任
9：40～10：40		法定後見制度
10：40～11：10		任意後見制度
11：20～12：20		家庭裁判所の役割
13：20～14：20	関連法	家族法
14：30～15：30		財産法
15：40～16：40		その他の基本法

第3日目【令和6年3月2日（土）】

時間	テーマ	科目
8：40～10：10	市民後見	市民後見概論
10：20～12：20	対人援助技術	対人援助の基礎
13：20～14：20	市民後見	市民後見活動の実際
14：30～15：00	体験実習	体験実習① －体験実習についての留意点－

第4日目【令和6年3月9日（土）】

時間	テーマ	科目
8：50～10：20	関係制度	介護保険制度と高齢者施策
10：30～12：00		障がい者施策
13：00～14：00		生活保護制度
14：00～14：30		消費者保護
14：40～15：10		健康保険制度
15：10～15：40		年金制度
15：50～16：20		税務申告制度

第5日目【令和6年3月16日（土）】

時間	テーマ	科目
9：00～14：30	市民後見	後見活動の実務
14：40～16：40	総括	講座の振り返りと今後の活動
16：40～17：00	修了式	

体験実習【令和6年2月19日（月）～令和6年3月15日（金）のうち、半日間】

時間	テーマ	科目
—	体験実習	体験実習② －後見活動の動向－
—	体験実習	体験実習③ －体験実習の報告書作成－

## 5. 会場

玉名市福祉センター 会議室A  
(玉名市岩崎88-1)

## 6. 市民後見人の定義と養成方針

### 【市民後見人の定義】

市民後見人とは、「判断能力が不十分な要支援者のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献活動を行うため、地方公共団体などが行う市民後見人養成講座などを受講することにより一定の知識や技術・態度を身に着けた地域住民(専門職や親族ではない)であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている方」と定義されます。

### 【市民後見人の選任形態】

市民後見人の選任形態は主に以下の4つです。

- ① 市民後見人が単独で選任される形態
- ② 市民後見人と専門職後見人が複数で選任される形態
- ③ 市民後見人が成年後見人等となり、成年後見等監督人が置かれる形態
- ④ 社会福祉協議会等が法人後見として成年後見人等に選任され、市民後見人等の養成講座を修了している者がその法人のスタッフの一員として活動する形態

### 【市民後見人の養成方針】

全国的な傾向として、市民後見人養成講座を修了しただけでは、①のように家庭裁判所から市民後見人として単独で選任されて活動を行うことは極めて困難な状況です。

よって、養成方針として、まずは④の形態を採用し、講座修了後に後見活動を希望する者について、後見活動の実務経験を積むことができるよう、たまな成年後見センターで生活支援員として活動できるように支援します。

その後、生活支援員として十分な知識と経験を重ね、①～③のいずれかの形態で市民後見人として活動ができると見込まれる者のうち、希望する者について、玉名市役所を通じて家庭裁判所に推薦を行うことで、本格的に市民後見人として活動できるように支援していきます。

## 7. 募集対象者

- ① 玉名市に居住している者
  - ② 原則として、養成講座のすべての課程を受講できる者
- ※すべての課程を受講できない者は、別途補講を受けることで修了とする。
- ③ 地域共生社会の実現のための社会貢献活動に興味がある者
  - ④ 弁護士、司法書士、社会福祉士など、専門的な資格を有していない者

## 8. 募集定員

20人（先着順）

## 9. 受講料

無料（テキスト代は別途受講者負担とします。）

## 10. 申込み方法

提出物 : 受講申込書

提出先 : たまな成年後見センター（玉名市社会福祉協議会内）  
なお、メール又はFAXでの申込みも受け付けます。

申込み期間：令和5年12月4日（月）から令和6年1月26日（金）まで

## 11. お問い合わせ

■たまな成年後見センター

〒865-0016 玉名市岩崎88番地4（玉名市社会福祉協議会内）

TEL：0968-71-0080 FAX：0968-72-0846

E-mail：kenri@tamasha.jp